

随意契約理由書

工事名称 浜寺公園 プール基盤整備工事（その2）

随意契約理由

浜寺公園プールは、来年度夏にリニューアルオープンするため、既存プールの取壊しや新設工事等を鋭意実施しているところであるが、取壊しの試験調査を行ったところ、コンクリートボリュームが想定の1.6倍以上あることが判明した為、新たに本工事にて撤去工事を行うものである。

本工事完了後、速やかに、プール改修工事に着手する必要があるが、取壊し工事を入札により別途発注した場合、プールオープンまでに工事を完了させることが不可能となる。

しかし、随意契約によった場合、入札手続き期間及び工期を短縮し、プールオープンに間に合わせる事が可能となるうえ、諸経費も1割程度縮減することが可能となる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、現在契約履行中の施工業者である「ダイユウ土木」と随意契約を締結したい。なお、本工事については、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。